

筑後市公式 X 利用規約

筑後市公式 X では、下記のとおり利用規約を定めています。閲覧、利用にあたっては、本規約に同意の上ご利用くださいますようお願いいたします。

(運営)

- 第 1 条 筑後市公式 X は、筑後市（以下、「当市」）が運営しています。
- 2 筑後市公式 X のユーザー名は、「筑後市 (@chikugocity)」と設定しています。
 - 3 投稿者は原則、当市職員とします。
 - 4 筑後市公式 X は、必要に応じて不定期に投稿します。

(免責事項)

- 第 2 条 当市公式 X において提供する情報の正確さについては万全を期しますが、当市は、利用者が本ページを利用したこと、又は利用できなかったことにより被った損害について一切責任を負いません。また、掲載された情報に誤りが見つかった場合、又は天候等の理由により変更等が生じた場合は、予告なしに内容を変更する場合がありますのでご了承ください。
- 2 当市公式 X は、X 社のシステムによって運用されています。X 社のシステム運用状況に関して、一切お答えすることはできません。また、X サイト、X 社ならびに第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的なご質問などに関しても、お答えすることはできません。

(掲載情報)

第 3 条 当市公式 X で提供する情報は、原則として以下の情報に限ります。

- (1) 主として当市での関連イベント情報
- (2) 主として当市での筑後市 PR 情報（テレビ、映画、新聞等）
- (3) 主として当市での関連物産、特産品情報
- (4) 主として当市での関連キャンペーン情報
- (5) 当市内でのイベント、キャンペーン情報
- (7) 緊急・災害情報
- (8) 当市業務に関すること、当市からのニュースリリース
- (9) その他、当市の PR につながると判断した情報

(禁止事項)

第 4 条 当市公式 X に対して、以下のような内容のポストはご遠慮ください。ユーザーの行為が以下の事項に該当する場合、アカウントのブロックなどを行う場合があります。

- (1) 当市を含む第三者になりすます内容
- (2) 本人の承諾なく、個人情報を特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する内容

- (3) 当市または第三者に不利益、損害を与え、又は与えるおそれがある内容
- (4) 当市（当市の職員等を含む）又は第三者を差別若しくは誹謗中傷、侮辱し、名誉を毀損する内容
- (5) 著作権その他、当市又は第三者の肖像権、知的財産権を侵害する内容
- (6) 有害なコンピュータープログラム等を投稿又は送信する内容
- (7) 法律や法令、公序良俗に反する、又はそのおそれがある内容（違法改造や危険走行などの情報や写真の投稿を含む）
- (8) 政治活動、選挙活動、宗教活動について、又はこれらに類似する内容
- (9) Xが定める不正行為に該当する内容
- (10) コメントや紹介なく、外部リンクのみをポストする内容
- (11) アフィリエイト、広告、宣伝目的の内容（外部 Web サイトに誘導された場合に、そのサイトがアフィリエイト、広告、宣伝目的のものを含む）
- (12) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂やそれを助長させる内容
- (13) わいせつな表現などを含む不適切な内容
- (14) 本ページの趣旨に関係のない内容
- (15) その他、当市が不適切と判断する内容

（著作権）

第 5 条 当市公式 X でポストしている行政情報等に関する著作権は、当市に帰属します。

（ポストへの返信）

第 6 条 当市は、原則としてリプライ（返信）は行いません。

2 当市は、ダイレクトメッセージ（DM）への返信は行いません。

（基本情報へのアクセス）

第 7 条 ユーザーによる当市 X のフォローをもって、本規約に同意いただいたものとみなし、ユーザーが公開している情報（プロフィールやポストなど）への当市からのアクセスを許諾したものとみなします。

（個人情報の取り扱い）

第 8 条 当市がユーザーから個人情報を取得する場合には筑後市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

（本規約の変更）

第 9 条 当市は、本規約を予告なしに変更する場合があります。

（お問い合わせ）

第 10 条 当市及び本ページに関するお問い合わせやご意見については、当市公式ホームページ

(<https://www.city.chikugo.lg.jp>) のお問い合わせフォーム又は電話（0942-65-7004）をご利用ください。

（その他）

第 11 条 本規約に記載のない事項については、別途、当市の定めるプライバシーポリシー等に準拠します。

平成 25 年 3 月 1 日 策定

令和 7 年 2 月 1 日 改定